解散公告（第一回）

当組合は、平成二十一年九月二十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十七日

高知県土佐清水市三崎一五二四番地
三崎下之段生産森林組合
代表清算人　岡崎　宣男

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十一年八月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十七日

長野市アークス一番三一号
財団法人平青教育文化財団
代表清算人　岩崎　純人

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十一年十月二十一日福山市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十七日

広島県福山市坪生町五丁目一三二番
福山市坪生南土地区画整理組合
代表清算人　木村　岳史

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十年三月二十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十七日

東京都西東京市田無町三丁目三番地二〇六号
特定非営利活動法人ＰＦＰＣはたらきば
清算人　宮下　忠雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十月二十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十一月十七日

東京都足立区東伊興二丁目一八番一四号
特定非営利活動法人あだち学び支援会議
清算人　林　秀樹

配当公告

群馬県前橋市南町二丁目四二番地二
破産者　有限会社アートホーム
右の者に対する前橋地方裁判所平成二十年（フ）第四〇〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金五七六、二三六、一六九円

一、配当することのできる金額
金四四、六三三、八九五円

平成二十一年十一月十七日

群馬県前橋市石倉町二丁目五番四号
破産管財人　渡那部　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所栃木県那須郡西那須野町五軒町七番一〇号
被相続人　亡　小林文雄こと　姜　敬洙

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月十七日

栃木県大田原市山の手一丁目一番一号皇漢堂ビル二階Ａ
相続財産管理人　弁護士　安部　桂弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都小平市花小金井南町三丁目九八六番地、最後の住所埼玉県所沢市小手指南一丁目二三番地の一一　被相続人　亡　黒須　直樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月十七日

埼玉県川越市中原町二―三―六ＩＳビル
相続財産管理人　弁護士　赤松　岳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県引佐郡引佐町黒渕九八番地の二、最後の住所静岡県引佐郡引佐町井伊谷二五三番地の二　被相続人　亡　高井　関

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月十七日

静岡県浜松市中区鴨江四丁目一〇番二二号
佐藤ビル二階
相続財産管理人　弁護士　森下　文雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県彦根市堀町二〇番地、最後の住所滋賀県彦根市犬方町八六三番地八
被相続人　亡　柏原　徳義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月十七日

滋賀県彦根市佐和町三―一五千祥ビル四階
相続財産管理人　弁護士　佐武　直子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市南区高津町三番丁一番地、最後の住所不詳、登記簿上の住所大阪市南区高津三番町一番地　被相続人　亡　堀内タカヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月十七日

大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館九階
相続財産管理人弁護士　入江　教之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市下池田町二三六番地、最後の住所大阪府岸和田市下池田町二丁目一一番二〇号　被相続人　亡　松本　英明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月十七日

大阪市北区西天満四丁目三番四号御影ビル二階　相続財産管理人弁護士　野村　剛司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市朝倉下甲二七八番地一、最後の住所神戸市垂水区霞ヶ丘七丁目八番四号
被相続人　亡　井門　正男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月十七日

神戸市中央区八幡通四―二―一四　トロア
神戸ビル三階　フラワーロード法律事務所
相続財産管理人　弁護士　堀川　隆二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府貝塚市北町九七番地、最後の住所広島県呉市警固屋一丁目一七番一五号
被相続人　亡　藤本　房子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月十七日

広島県呉市中央五丁目三番六号
相続財産管理人　大津　英治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉北区魚町二丁目五三番地、最後の住所福岡市城南区南片江四丁目一四番一号　被相続人　亡　藤原　サノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月十七日

福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋六〇〇番地八
相続財産管理人　司法書士　矢野　敏一